（前のページより続き）

○建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示
（**国土交通**一三二六）　六

〔**その他告示**〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示
（**デジタル庁**一一）　六七

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示
（**デジタル庁・総務**三九）　六八

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
（**同**四〇）　九〇

○中華人民共和国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件
（**財務**二九五）　九二

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件
（**同**二九六、二九七）　九七

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件
（**同**二九八）　一三六

○消費税法施行令第十八条の二第二項第三号の規定に基づき国税庁長官が指定する自動販売機を定める件の一部を改正する件
（**国税庁**一二六）　一三九

○道路に関する件
（**東北地方整備局**一〇七、一〇九）　一四一

○排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則第四条に規定する国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示
（**関東地方整備局**一三六）　一四二

○道路に関する件
（**近畿地方整備局**一一〇）　一四五

〔**官庁報告**〕

官庁事項

近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一四六

国家試験

令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　一四六

基本測量関係事項公告（国土交通省）　一四九

〔**資　料**〕

国庫歳入歳出状況（令和八年度令和八年八月分）（財務省）　一五〇

本号で公布された法令のあらまし

◇日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三百三十七号）（総務省）

1　在外投票人証の交付方法の見直し等に関する事項

⑴　在外投票人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外投票人証を再交付する場合の在外投票人証の交付方法について、総務省令で定めるところにより、領事官を経由して送付しなければならないものとすること。（第二十一条第六項及び第二十二条第三項関係）

⑵　在外投票人名簿登録申請書、在外投票人名簿登録申請事項等変更届出書、在外投票人証記載事項変更届出書及び在外投票人証再交付申請書の領事官から市町村の選挙管理委員会への送付について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しないものとすること。（第十五条第二項、第十六条第四項及び第二十一条第四項関係）

⑶　市町村の選挙管理委員会が在外投票人名簿登録申請者を在外投票人名簿に登録しなかったときの通知、在外投票人名簿に登録されている者を在外投票人名簿から抹消したときの通知及び在外投票人名簿に登録されている事項に係る記載を修正又は訂正したときの通知並びに領事官が在外投票人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときの通知について、外務大臣を経由することを要しないものとすること。（第十九条、第二十九条及び第三十条関係）

2　投票管理者の交替制に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務代理者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間を告示しなければならないものとすること。（第三十五条関係）

3　投票管理者等の住所の一部の告示に関する事項

市町村選挙管理委員会等が投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票長又はこれらの職務代理者を選任した場合に行う住所の告示について、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができるものとすること。（第三十五条、第百十条、第百二十四条及び第百三十条関係）

4　市町村の区域が数開票区に分かれている場合における指定投票区の指定等に関する事項

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区域が数開票区に分かれている場合であって、天災その他避けることのできない事故により、国民投票の期日に一の開票区に属するいずれの投票区の投票管理者にも不在者投票の送致をすることができない状況があると認めるときは、当該投票の送致をすることができない状況があると認める開票区（以下「送致不能開票区」という。）に属する投票区を、当該送致不能開票区以外の開票区に属する指定投票区に係る指定関係投票区として定めることができるものとすること。（第三十六条第二項関係）

5　投票に関する書類の保存に関する事務の合理化に関する事項

投票に関する書類の保存に係る所要の規定の整備を行うものとすること。（第五十七条及び第百条第二項関係）

6　期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容の見直しに関する事項

期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓について、国民投票の当日に当該事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の包括的な宣誓で足りるものとすること。（第六十一条及び第六十六条関係）

7　病院の不在者投票管理者の職務代理者となる者の要件に関する事項

病院の不在者投票管理者の職務代理者に医師又は歯科医師以外の者もなることができるものとすること。（第六十九条第九項関係）